

重 要 事 項 説 明 書

2026 年 8 月 1 日改定

介護医療院サービス提供にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	愛媛医療生活協同組合
法人所在地	松山市来住町 1091-1
法人種別	生活協同組合
代表者氏名	理事長 今村 高暢
電話番号	089-990-8820

2 ご利用施設

施設の名称	伊予診療所 介護医療院
施設の所在地	伊予市下吾川 55 番地 1
施設長名	所長 舟戸 督力
電話番号	089-982-1170
F A X 番号	089-983-1563

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	愛媛県知事の事業者指定 指定年月日	利用定数
介護医療院	2024 年 3 月 1 日	16 人
短期入所療養介護	2024 年 3 月 1 日	空床利用
介護予防短期入所療養介護	2024 年 3 月 1 日	空床利用

4 事業運営の方針

事業運営の方針	1. この事業は、入所されている要介護者の方に、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、介護、機能訓練などや必要な医療を行なうことを目的としています。 2. 入所者の「人権」を尊重します。サービスの質を評価し、常に改善をはかります。 3. 地域や家庭との結びつきを重視し、医療や福祉サービスとの密接な連携に努めます。
---------	---

5 施設の概要

介護医療院

建物構造	鉄骨造 3 階建（耐火建築）
利用定員	16 名

(1) 居 室

居室の種類	室 数	面 積	1 人あたり面積
1 人部屋	1 室	14.13 m ²	14.13 m ²
2 人部屋	3 室	16.21 m ² ～16.67 m ²	8.10 m ² ～8.33 m ²
3 人部屋	3 室	28.10 m ² ～28.58 m ²	9.36 m ² ～9.52 m ²

(注) 指定基準は、居室 1 人当たり 8 m²

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積
食堂	1 室	81.92 m ²
機能訓練室	1 室	94.65 m ²
介護浴室	特殊浴槽 1 台	17.70 m ²

(注) 食堂の指定基準は、1 人あたり 1 m²以上

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				事業者の 指定基準
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
医師	2		2			
薬剤師	1			1		
看護職員	9			8	1	3 以上
介護職員	5	3		1	1	3 以上
理学療法士または作業療法士	4			4		
管理栄養士	1	1				
介護支援専門員	2				2	

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
医師	8:45～17:00 常勤で勤務	4 週 6 休 (常勤)
薬剤師	8:45～12:00 週 1 回	
看護職員	日勤 2 名以上 8:45～17:00 (土日祝は 1 名以上) 夜勤 1 名 16:45～9:15	
介護職員	日勤 1 名以上 8:45～17:00 早出 1 名 7:30～15:45 (土・日・祝 7:30～13:00 または 15:45) 遅出 1 名 10:30～18:45	
理学療法士または 作業療法士	8:45～17:00 適宜	
管理栄養士	8:45～17:00 常勤で勤務	
介護支援専門員	社会福祉士・介護職員が兼務します。	

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	・ 栄養士の立てる献立表により、栄養と入所者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・ 食事はできるだけ離床して摂っていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30
排 泄	・ 入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・ 年間を通じて週 2 回の入浴または清拭を行います。 ・ 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、整容等	・ 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・ シーツ交換は、週 1 回実施します。
機能訓練	・ 医師による入所者の状況に適合した日常生活のうえでの機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・ 当施設の保有するリハビリ器具 車椅子、角度計、握力計、牽引器
健康管理	・ 常勤医師により、週 1 回回診日を設けて健康管理に努めます。 また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
相談及び援助	当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 看護師長 門田 ひとみ 介護支援専門員 武田 みか、松下いつき
社会生活上の便宜	・ 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・ 主なレクリエーション行事 別添の施設行事計画のとおり ・ 行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理髪・美容 マッサージ	希望により出張によるサービスを利用いただけます。

9 利用料

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額のうち各利用者の負担割合に応じた額
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額（施設介護サービスの基準額に同じ）

○施設利用料【Ⅱ型介護医療院サービス費（Ⅰ）】					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室（1割負担）	675円	771円	981円	1,069円	1,149円
従来型個室（2割負担）	1,350円	1,542円	1,962円	2,138円	2,298円
従来型個室（3割負担）	2,025円	2,313円	2,943円	3,207円	3,447円
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室（1割負担）	786円	883円	1,092円	1,181円	1,261円
多床室（2割負担）	1,572円	1,766円	2,184円	2,362円	2,522円
多床室（3割負担）	2,358円	2,649円	3,276円	3,543円	3,783円

○加算 ※該当する場合

加算名称	1割負担	2割負担	3割負担
室料相当額控除	△26円/日	△52円/日	△78円/日
外泊時費用	362円/日	724円/日	1,086円/日
試行的退所サービス費	800円/日	1,600円/日	2,400円/日
他科受診時費用	362円/日	724円/日	1,086円/日
再入所時栄養連携加算	200円/回	400円/回	600円/回
初期加算	30円/日	60円/日	90円/日
退所前訪問指導加算	460円/回	920円/回	1,380円/回
退所後訪問指導加算	460円/回	920円/回	1,380円/回
退所時指導加算	400円/回	800円/回	1,200円/回
退所時情報提供加算（Ⅰ）	500円/回	1,000円/回	1,500円/回
退所時情報提供加算（Ⅱ）	250円/回	500円/回	750円/回
退所前連携加算	500円/回	1,000円/回	1,500円/回
退所時栄養情報連携加算	70円/月	140円/月	210円/月
協力医療機関連携加算	50円/月	100円/月	150円/月
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150円/月	300円/月	450円/月
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120円/月	240円/月	360円/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10円/月	20円/月	30円/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5円/月	10円/月	15円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100円/月	200円/月	300円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円/月	20円/月	30円/月
訪問看護指示加算	300円/回	600円/回	900円/回
栄養マネジメント強化加算	11円/日	22円/日	33円/日
経口移行加算	28円/日	56円/日	84円/日

加算名称	1割負担	2割負担	3割負担
経口維持加算（Ⅰ）	400円/月	800円/月	1,200円/月
経口維持加算（Ⅱ）	100円/月	200円/月	300円/月
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90円/月	180円/月	270円/月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110円/月	220円/月	330円/月
療養食加算	6円/食	12円/食	18円/食
緊急時施設診療費緊急時治療管理	518円/回	1,036円/回	1,554円/回
排せつ支援加算（Ⅰ）	10円/月	20円/月	30円/月
排せつ支援加算（Ⅱ）	15円/月	30円/月	45円/月
排せつ支援加算（Ⅲ）	20円/月	40円/月	60円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円/月	80円/月	120円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60円/月	120円/月	180円/月
安全対策体制加算	20円/回	40円/回	60円/回
新興感染症等施設療養費	240円/日	480円/日	720円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日	44円/日	66円/日
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	（所定単位数×6.6%×10）の1割、2割、3割/月		

○日常的に必要な医療行為として特定診療を行った場合、所定費用が別にかかります。

特別診療費項目	1割負担	2割負担	3割負担
感染対策管理	6円/日	12円/日	18円/日
褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	6円/日	12円/日	18円/日
褥瘡対策指導管理（Ⅱ）	10円/月	20円/月	30円/月
医学情報提供（Ⅰ） 他院へ紹介	220円/回	440円/回	660円/回
医学情報提供（Ⅱ） 他診療所へ紹介	290円/回	580円/回	870円/回

○室料相当額控除

多床室への入所者について、室料相当額が控除されます。

○外泊時費用

外泊初日と最終日以外、従来の施設利用料に代えて算定します。

○試行的退所サービス費

退所が見込まれるものを試行的に退所させ、その期間居宅サービスを提供する場合、1月につき6日を限度とし算定します。ただし、初日及び最終日は算定せず、外泊時費用とも重複しません。

○他科受診時費用

入居者に対し専門的な治療が必要となった場合、1月に4日を限度として算定します。

○再入所時栄養連携加算

特別食等を必要とする入所者が病院又は診療所からの再入所時、管理栄養士が病院または診

療所の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算定します。

○初期加算

空床情報について、地域医療機関と定期的に情報共有していること、ウェブサイトでの定期的な公表等の要件を満たし、急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後 30 日以内に退院した場合に、入所した日から 30 日以内の期間について算定します。

○退所前訪問指導加算

入所期間が 1 か月を超えると見込まれる入所者の退所前に退去後生活する居宅を訪問し、療養上の指導を行った場合に算定します。

○退所後訪問指導加算

退所後 30 日以内に居宅を訪問し、療養上の指導を行った場合に算定します。

○退所時指導加算

入所期間が 1 か月を超える入所者が退所し、居宅にて療養を継続する場合に、退所時に療養上の指導を行った場合に算定します。

○退所時情報提供加算（Ⅰ）

退所後、居宅にて療養を継続する場合、退所後の主治医に対して診療状況、心身の状況、生活歴等を示す文書を添えて情報提供をした場合に算定します。

○退所時情報提供加算（Ⅱ）

退所後、医療機関に入院する場合、医療機関に対して、診療状況、心身の状況、生活歴等を示す文書を添えて情報提供をした場合に算定します。

○退所前連携加算

入所期間が 1 か月を超える入所者が退所し、居宅サービスを利用する場合、退所に先だって居宅介護支援事業者に対し、文書を添えて必要な情報を提供し、かつ連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定します。

○退所時栄養情報連携加算

厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入居者または低栄養状態にある入所者が退所する際に介護支援専門員または介護保険施設に対して、管理栄養士から栄養管理に関する情報を提供した時に算定します。ただし、栄養マネジメント強化加算を算定している場合は算定しません。

○協力医療機関連携加算

入所者の病状の急変に備えるために定めた協力医療機関が要件を満たしている場合に算定します。

○認知症チームケア推進加算

認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取り組みを推進している基準に適合していて、専門的な研修を修了している者を一名以上配置し、かつ複数人でチームを組んでいる場合に、適合した基準に応じて（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定します。

○高齢者施設等感染対策向上加算

新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、医療機関と連携し適切に対応しており、研修や訓練に参加している場合に適合した基準に応じて（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定します。

○生産性向上推進体制加算

生産性向上のための委員会を定期開催しており、見守り機器等のテクノロジーの導入、定期的なデータの提出を行った場合、施設の体制に応じ、（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定します。

○訪問看護指示加算

退所時に介護医療院の医師が指定訪問看護ステーション等に対して、訪問看護指示書を交付した場合に算定します。

○栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を配置し、食事の観察や調整を行い、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施にあたって必要な情報を活用している場合に算定します。

○経口移行加算

経管により食事を摂取している入所者に対して、多職種共同により、経口移行計画書を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士による経口での食事摂取を進めるための栄養管理及び看護職員による食事の摂取を進めるための支援を行った場合に算定します。

○経口維持加算（Ⅰ）

摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、多職種共同による食事観察及び会議を1回/月以上実施し、経口維持計画書を作成し、管理栄養士により継続して経口摂取を進めるための特別な管理を行った場合に算定します。

○経口維持加算（Ⅱ）

協力歯科医療機関を定めており、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合において、（Ⅰ）の多職種共同による観察及び会議に医師（配置医師以外）、歯科医師、歯科衛生士、または言語聴覚士が加わった場合に加算します。

○口腔衛生管理加算（Ⅰ）

歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合に算定します。

○口腔衛生管理加算（Ⅱ）

口腔衛生管理加算（Ⅰ）に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省

に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって必要な情報を活用した場合に算定します。

○緊急時施設診療費緊急時治療管理

入所者の病状が著しく悪化した場合、緊急その他やむを得ない事情により、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に1か月に1回、連続する3日を限度とし、算定します。

○療養食加算

医師の発行する食事箋に基づき、個別に適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合に算定します。

○排泄支援加算（Ⅰ）

排泄について、3ヶ月に1回評価を行い、厚生労働省に提出し、入所者ごとに支援計画を見直している場合に算定します。

○排泄支援加算（Ⅱ）

排泄支援加算（Ⅰ）に加え、要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較して排尿排便の状態の少なくともどちらかが改善するとともに、いずれも悪化がないこと、または入所時に尿道カテーテルが留置されていた者が抜去されたこと、またはおむつ使用なしに改善した場合に算定します。

○排泄支援加算（Ⅲ）

排泄支援加算（Ⅰ）に加え、要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較して排尿排便の状態の少なくともどちらかが改善するとともに、いずれも悪化がないこと、または入所時に尿道カテーテルが留置されていた者が抜去されたこと、かつおむつ使用なしに改善した場合に算定します。

○科学的介護推進体制加算（Ⅰ）

入所者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提供した場合に算定します。

○科学的介護推進体制加算（Ⅱ）

入所者ごとの基本的な情報に加え、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提供した場合に算定します。

○安全対策体制加算

外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合に算定します。

○新興感染症等施設療養費

別に厚生労働大臣が定める感染症に入所者が感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で該当する介護サービスを行った場合に算定します。

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護職員の総数のうち介護福祉士の割合または勤続年数が、厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定します。

○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ

介護職員等の賃金改善を実施している場合に算定します。

（２）法定外給付

区 分	内 容	利 用 料
居住費	水光熱費相当	1 日 1,728 円※従来型個室 1 日 797 円※多床室
食費	食事を提供した場合	1 日 1,745 円
洗濯料	寝衣貸し出し まとめ洗い	1 回 300 円 1 回 990 円
理美容料 マッサージ料	理美容・マッサージ	実費
電化製品使用料	持ち込み（下記レンタル品含む）の 電化製品にかかる電気使用料	1 日 50 円
レンタル料	冷蔵庫・テレビ	1 日 50 円
その他	日用品等	別紙参照

（３）入所者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特別な食事	要した費用の実費

１０ 苦情等申立先

看護責任者	窓口担当者 看護師長 ご利用時間 平日 9：00～17：00 ご利用方法 電話 089-982-1170 面接 病棟勤務者にお申し付けください。 虹の箱（ご意見箱：受付に設置）
-------	--

当法人以外のサービス相談窓口

伊予市役所 長寿介護課 089-982-1111 平日 8：30～17：15
松前町役場 保険課（介護保険係）089-985-4115 平日 8：30～17：15
愛媛県国民健康保険団体連合会 089-968-8800

１１ 苦情処理のための組織

組織の名称	事業所利用委員会
所在地	伊予市下吾川 55 番地 1 伊予診療所内
電話番号	089-982-1170
F A X	089-983-1563
受付時間	平日 9：00～17：00

1 2 協力医療機関

医療機関の名称	愛媛生協病院
院長名	今村 高暢
所在地	松山市来住町 1091-1
電話番号	089-976-7001
診療科	内科、外科、整形外科、消化器内科、循環器内科 呼吸器内科、精神科、リウマチ科、リハビリテーション科
入院設備	ベッド数 88 床
救急指定の有無	あり
連携の概要	当施設と愛媛生協病院とは同一法人であり、入所者に病状の急変があった場合、24 時間受入れ可能となっています。

医療機関の名称	にしおか歯科
院長名	西岡 優子
所在地	伊予市灘町 117
電話番号	089-982-0414

1 3 虐待防止に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を 3 ヶ月に 1 回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 2 回定期的に実施します。
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（看護師長）を置きます。

サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を 現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

1 4 身体拘束に関する事項

サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行いません。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

また、身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

- ③ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年 2 回定期的に実施します。

1 5 感染症対策の強化

従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに本事業所の設備及び備品等において、衛生的な管理に努めます。

施設は感染症の予防及びまん延防止のため次の措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年 2 回定期的に実施します。

1 6 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に 1 回以上に実施します。
- ② 施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 7 ハラスメント対策の強化

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていきます。

またカスタマーハラスメント（入所者やその家族などからの著しい迷惑行為）の防止にも取り組みます。職員の心身に危害が生ずるおそれがある場合であって、その危害の発生、再発生を防止することが著しく困難な場合、当該従事者ないし本事業所が入所者へサービス提供することが困難となり契約解除を行う場合があります。

1 8 緊急及び事故発生時の対応

当施設において、サービス提供を行っている際に入所者に病状の急変が生じた場合は、速やかに医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡し、必要な措置を講じます。

事故が発生した場合には速やかにご家族等に連絡を行うとともに再発生を防ぐための対策を講じます。また、必要時には市町に報告します。

19 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「伊予診療所 消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「伊予診療所 消防計画」にのっとり年1回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	消火器設置	20 箇所	防火扉	4 箇所
	避難階段	2 箇所	非常通報装置	あり
	自動火災報知機	あり	避難器具：緩降機	2 台
	非常発電装置	あり	スプリンクラー	あり
	カーテンは防炎性能のあるものを使用しております。			

20 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
医療機関への受診	受診前に職員に申出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただきます。
喫煙・飲酒	敷地内は禁煙となっております。飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	各部屋に設置してあります、床頭台・タンスをご利用ください。なお、貴重品はなるべく持ちこまないようにしてください。持ち込み使用されている電気製品は、患者さんが責任を持って管理してください。万一、故障などが発生したような場合も責任を負いかねますのでご了承ください。また、停電によりパソコンなどのデータが消失したような場合も同様です。
現金等の管理	現金は原則として各自での管理をお願いします。
宗教活動・政治活動 営利行為	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動、営利行為はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

21 相談窓口

看護師長 門田 ひとみ 電話 089-982-1170
 介護支援専門員 武田 みか、松下 いつき